

山口県オープンラボ利用促進助成金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、山口県オープンラボ利用促進助成金（以下「助成金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この助成金は、県内企業が県経済の活性化に資することを目的として、助成金を申請する者（以下「申請者」という。）が、申請者以外の民間企業の施設や設置機器等を利用し、その経費を負担した場合の費用の一部に対して助成金を交付することにより、新事業や新製品の開発のほか、企業間のネットワーク形成や連携といったオープンイノベーションを促し、県内産業の振興を図ることを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、「民間企業」とは、会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定された民間会社をいう。

（申請者の要件）

第4条 申請者は、次に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

- 一 県内に事業所等のある民間企業であること
- 二 県経済の活性化に資することを目的として、新技術や新製品の開発のほか、企業間のネットワーク形成を図るため、民間企業の施設や設置機器等を利用し、その経費を負担した者であること

（助成金の対象）

第5条 助成金は、施設及び設置機器等の利用料（以下、「対象経費」という。）に2分の1を乗じて得た額（5万円を上限とし、1千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てた額。）とし、予算の範囲内で交付する。

2 対象経費には、次の経費は含めないものとする。

- 一 共益費、敷金、礼金、手数料等の施設や機器の使用料以外の経費
- 二 消費税及び地方消費税、振込手数料等の間接経費
- 三 その他、県が適当でないと認めた経費

3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付は行わないこととする。

- 一 別途、知事が定める期間における施設及び設置機器等の利用に係るものでないとき
- 二 対象経費について、他の助成金等の受給又は交付決定を受けているとき

三 申請者について、県が助成金の支出先として適切ではないと判断したとき

(交付申請及び実績報告)

第6条 申請者は、別記様式に次の各号に掲げる書類を添付して、知事が定める期日までに交付申請及び実績報告を行うものとする。

- 一 対象経費の内容が分かる領収書
- 二 利用目的が分かる事業計画書や事業報告書等
- 三 その他知事が必要と認める書類

(交付決定及び交付額の確定等)

第7条 知事は、前条の規定による交付申請の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めた場合に、交付決定及び交付額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

2 知事は、第1項の規定による交付額の確定を行った日から30日以内に助成金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第8条 知事は、交付額の確定後において、当該交付申請が交付要件を満たさないものと認めたときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、助成金の交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、規則第15条の規定により、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行し、平成31年4月1日から適用する。